

**騒音・記載例**

特定建設作業実施届出書

提出日を  
記載す

年 月 日

松本市長 殿

届出義務者は「元請業者」

- ・本社所在地
- ・会社名
- ・代表者の職氏名

を記載す

届出者 長野市〇〇町〇-〇-〇  
株式会社長野建設  
代表取締役 〇〇〇〇  
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

線で消す。

建設工事の名称	丸の内第3ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート4階建て			
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、形式及び仕様	油圧ブレーカー 〇〇社製 F-〇〇			
特定建設作業の場所	松本市丸の内△-△-△			
特定建設作業の実施の期間	自平成29年2月3日 至平成29年3月7日		33日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	日曜・休日を除く	8時間
騒音の防止の方法	防音シートの設置			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	松本市深志△-△-△ 株式会社深志不動産 代表取締役 △△△△ 電話番号 △△-△△△△			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 (株)長野建設松本支店 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	松本市大手□-□-□ (株)大手建設 代表取締役 □□□□ 電話番号 □□-□□□□			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 (株)大手建設 □□□□ 電話番号 □□□-□□□□-□□□□			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

別表のとおり、該当する特定建設作業の種類を記載する。

特定建設作業の施工全期間の日数を記載する。

防音塀・シート・パネル・カバーの設置、低騒音型建設機械を使用する等該当する方法を記載する。

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 騒音・記載例

- 1 届出が必要な指定地域  
都市計画区域全域（ただし、工業専用地域及び市街化調整区域を除く。）
- 2 届出が必要な特定建設作業  
別表のとおり  
なお、特定建設作業が開始した日に終わる場合、届出は不要。
- 3 届出義務者  
建設工事を施工しようとする元請業者
- 4 届出の提出期限  
特定建設作業の開始7日前（受理日含まないため実質8日前）までに松本市環境保全課に持参または郵送で提出する。
- 5 届出書類
  - 届出様式.....記載例のとおり記載する。
  - 特定建設作業の場所の付近の見取図.....作業場所が一目でわかり、近接建物との位置関係がわかるもの（方角を示すこと）。住宅地図等で可能。
  - 工事工程表.....建設工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定建設作業の工程を明示する。
  - 周辺周知実施報告書.....市様式により周辺周知の詳細について報告する。  
住宅地図等でどの範囲に周知したか明記する。
  - 特定建設作業に使用する機械のカタログ等.....形式、公称能力がわかるもの。可能な限り、別紙として添付する。  
（□遅延理由書.....特定建設作業の開始7日前までに届出ていない場合、提出する。）
- 6 届出必要部数  
2部（正本1部、写し1部）
- 7 提出先・問合せ  
ご不明な点等ありましたら、下記までお気軽にお問合わせください。  
  
松本市環境保全課環境保全担当（東庁舎4階） 騒音・振動担当  
住 所 〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号  
電 話 0263-34-3267  
F A X 0263-34-0400  
電子メール kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp
- 8 その他  
届出様式等については、  
松本市公式ホームページ＞市政情報＞環境情報＞届出書様式＞騒音規制法関係から入手できます。  
（[http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/todokede/styledownload\\_noize.html](http://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/kankyojoho/todokede/styledownload_noize.html)）

## 騒音・記載例

(別表)

番号	作業内容の種類	備考
1		くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
	くい打機を使用する作業	もんけんを除く。
	くい抜機を使用する作業	
	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。 電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
5		モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6	バックホウを使用する作業	環境大臣が指定するもの*を除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	環境大臣が指定するもの*を除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	環境大臣が指定するもの*を除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

\* 環境大臣が指定するものとは、国土交通省指定低騒音型の建設機械です。下記のラベルが貼ってあるバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業については、届出が不要となります。



この数字が「97」であるものは、指定取消の建設機械です。低騒音型・超低騒音型建設機械とみなされません。